**高齢者虐待防止のための指針**

**マニュアル**

**事業所名**

**目次**

[１ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 2](#_Toc167532358)

[２ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織について 3](#_Toc167532359)

[３ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 4](#_Toc167532360)

[４ 虐待等が発生した場合の対応方法について 5](#_Toc167532361)

[５ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制について 5](#_Toc167532362)

[６ 成年後見制度の利用支援について 6](#_Toc167532363)

[７ 虐待等に係る苦情解決方法について 6](#_Toc167532364)

[８ 利用者等に対する当該指針の閲覧について 7](#_Toc167532365)

[９ その他虐待の防止の推進について 7](#_Toc167532366)

[【別紙】高齢者虐待防止対応マニュアル 8](#_Toc167532367)

[高齢者虐待発見チェックリスト 10](#_Toc167532368)

# **事業所における虐待の防止に関する基本的考え方**

**（１）目的**

［事業所名］は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう本指針を定める。

**（２）高齢者虐待の種類**

高齢者虐待とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

①身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。

②介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。

③心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

⑤性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること

**（３）虐待に対する「自覚」は問わない**

利用者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に利用者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応する。

**（４）利用者の安全を最優先する**

高齢者虐待に関する通報等の中には、利用者の生命に関わるような緊急的な事態もあると考えられ、そのような状況下での対応は一刻を争うことが予想される。入院や措置入所などの緊急保護措置が必要な場合には、養護者との信頼関係を築くことができないときでも利用者の安全確保を最優先する必要がある。

**（５）常に迅速な対応を意識する**

高齢者虐待の問題は、発生から時間が経過するにしたがって虐待が深刻化することが予想されるため、通報や届出がなされた場合には迅速な対応が必要である。

**（６）組織的に対応する**

高齢者虐待の事例に対しては、担当者一人の判断で行うことを避け組織的な対応を

行うことが必要である。

相談や通報、届出を受けた職員は、早急に虐待対応の担当者やそれに相談し、相談等の内容、状況から緊急性を判断するとともに、利用者の安全や事実確認の方法、援助の方向などについて組織的に判断していく必要がある。

特に、利用者の安全や事実確認のための調査では、担当者一人への過度の負担を避け、

また客観性を確保するなどの視点から、複数の職員で対応することを原則とする。

**（７）関係機関と連携して援助する**

複合的な問題を抱える事例に対しては、問題への対応機能を有した機関との連携が不可欠であり、地域包括支援センターが構築する「高齢者虐待防止ネットワーク」を活用することが有効である。

**（８）記録を残す**

高齢者虐待の対応に関する会議や当事者とのやり取りはすべて記録に残し、適宜、組織的

に対応状況を共有する必要がある。対応如何によっては、個人の生命に関わる事態に発展する可能性もあるため、対応の決定にあたっては、一職員ではなく組織としての実施を徹底させることが重要である。

記録を残し説明責任を果たすことは、事後検証や権限行使等を伴う虐待対応において欠かすことができない。

# **虐待防止検討委員会その他事業所内の組織について**

虐待防止・早期発見に加え、虐待が発生した場合はその再発を確実に防止するため「虐待防止委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

**（１）委員長の役割**

委員長は事業所の管理者が務め、委員会の運営と指導を担う。

**※続きの内容は有料版でご覧（編集）いただけます。**